

平成 18 年 6 月 30 日

企業会計基準委員会 御中

東急不動産株式会社

実務対応報告公開草案第 24 号

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」  
（以下「本草案」という）に対する意見

1. 「不動産投資」または「不動産信託受益権投資」を目的とする組合は本草案の対象外とすべきである。

- 1) 本草案は Q1. A に記載のある「組合員が投資育成や企業再生などを投資事業として行なう」場合を想定していると思われる。
- 2) 財務諸表等規則第 8 条第 7 項に該当する事業体は、出資者等の子会社に該当しない旨が明記されている。
- 3) よって 1) 2) により、「不動産投資」または「不動産信託受益権投資」を目的とする組合は本草案の対象外とすべきである。

2. 1 により本草案において、財務諸表等規則第 8 条第 7 項に記載の事業体は、出資者等の子会社に該当しない旨を明記すべきである。

以上